

(2)特殊法人等(地方所管)における各機関の状況

| 法人名 | ①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人) | ②障害者の数(人) | ③実雇用率(%) | ④不足数 | 備考 |
|-----------------|--------------------------|-----------|----------|------|----|
| 1 東京都産業技術研究センター | 293 | 7.0 | 2.39 | 0.0 | |
| 2 首都大学東京 | 792 | 28.0 | 3.54 | 0.0 | |
| 3 東京都住宅供給公社 | 1,199 | 26.0 | 2.17 | 0.0 | |
| 特殊法人(地方所管)の合計 | 2,284 | 61.0 | 2.67 | 0.0 | |

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 区市町村土地開発公社については労働者数がいずれも48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。